

◆すべての主要国が参加する 枠組みへの道筋◆

《新たな枠組みの構築》

ダーバン会合では、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある新たな国際枠組の構築に向け、新たに「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を立ち上げ、2015(平成27)年までに合意、2020(平成32)年から実施に移すという道筋が合意されました。

《京都議定書第二約束期間の設定》

京都議定書については、第二約束期間の設定に向けた合意が採択されました。

我が国は第二約束期間に参加しないことになりましたが、この中で森林吸収量の算定ルールについては、各国の状況を反映した算定方法である「参照レベル」方式が採用され、我が国の場合は「間伐などの適切な森林施業」の重要性が反映された算定方法となるとともに、我が国が「木材利用を促進するルール」の必要性を主張し、木材製品の炭素量を算定する新たなルールが決定されました。(下に詳述)

《カンクン合意の実施》

COP16での合意(カンクン合意)の実施に関して、途上国支援のための資金を取り扱う緑の気候基金(GCF)の基本設計や各国の排出削減対策の測定・報告・検証(MRV)に関するガイドラインの策定などが合意されました。

ダーバン会合 (COP17等)の結果

昨年(2011年)11月28日から12月11日まで、南アフリカのダーバンで、気候変動枠組条約締約国会議<COP17>及び京都議定書締約国会合<CMP7>(以下「ダーバン会合」という。)が開催されました。森林関係は、おおむね我が国の主張が受け入れられた結果になりました。

◆森林分野での大きな進展◆

森林吸収量の算定ルールについては、第一約束期間では、約束期間の吸収量をすべて計上する「グロスネット方式」でしたが、第二約束期間については、様々な算定ルールが議論される中で、各国の状況を反映した算定方法である「参照レベル方式」が有力となりました。この中で、我が国については、「参照レベル方式」は、現行と同様に間伐など適切な森林施業が行われている森林の吸収・排出量のみを計上するとの条件で「グロスネット方式」と同等とすること

を主張してきました。その結果、今般の合意では「参照レベル方式」が採用されるとともに、主張どおり我が国については「グロスネット方式」と同等となり、間伐など適切な森林施業が行われた森林の吸収量を全て計上できるようになりました。

木材製品については、第一約束期間では、森林から搬出された木材中の炭素は、木材が森林から伐採・搬出された時点で大気中に排出されたものとみなされます。しかしながら、木材製品は利用されている間、立木の時に吸収した炭素を引き続き蓄積・固定しており、木材製品が廃棄(焼却、腐朽など)される際に大気中に放出されます。

我が国は、「木材利用の推進を通じて、森林だけではなく、木材も含めた気候変動の緩和便益を最大化すべき」との観

点から、搬出後の木材(伐採木材製品(HWP)という)についても、炭素量の変化を計上すべきとの主張をしてみました。今般の合意では、京都議定書の第二約束期間のルールとして、国内の森林から生産されるHWPに貯蔵されている炭素量の変化を各国の温室効果ガス排出量又は吸収量に計上できるルールとなりました。これにより、国内での木材利用が増え、全体として木材製品中の炭素の貯蔵が増加すれば(＝新規利用量<V>廃棄量)、地球温暖化防止に効果を有することが、国際ルールの中で評価されました。

我が国は、第二約束期間には参加しないことから、国としての目標を定め、国際ルールを踏まえて温室効果ガスの排出削減努力を続けることとなりますが、森林分野については、ダーバン会合で合意したルールが適切に踏まえらるる必要と考えています。

